

広報

なみえ

お知らせ版

(平成29年3月15日発行) №69

浪江町を離れ、避難生活を余儀なくされている町民の皆さんへ、各種情報を届けします。

※平成29年3月2日現在の情報を掲載しています。今後、内容が変更されることもありますので、あらかじめご了承ください。

発行 浪江町役場復興推進課

〒964-0984

福島県二本松市北トロミ573番地

代表TEL 0243(62)0123

直通TEL 0243(62)4731

<http://www.town.namie.fukushima.jp>

*毎週土・日・祝日は閉庁日です。

QRコード ホームページの情報は携帯でもご覧いただくことができます。



QRコードをご利用ください。

浪江町公式フェイスブック・ページ

「つながろう なみえ」町からのお知

らせや写真などがご覧いただけます。



町長から「避難指示解除に関する町民の皆さまへのメッセージ」をお送りします。

メッセージの主旨は、「浪江町の避難指示解除準備区域及び居住制限区域について、平成29年3月31日に避難指示を解除する」という国の提案を容認することを町民の皆さんにお伝えするものです。

平成29年2月27日

避難指示解除に関する 町民の皆さまへのメッセージ

浪江町長 馬 場 有



本日、私は、「浪江町の一部の避難指示を3月31日に解除する」という国の提案に対し、容認することを皆さんにご報告いたします。

浪江町は、復興計画第一次で「平成29年3月の避難指示解除」を目標として以来、復旧・復興の努力を続けてまいりました。その平成29年がついに到来し、1月18日に国から「避難指示解除準備区域」及び「居住制限区域」について3月31日に避難指示解除との提案がありました。その後、10回にわたる住民懇談会を開催し、町民の皆さまのご意見をいたしました上で、2月16日に国から改めて3月31日の解除が提案されました。これまで私は、こうした住民懇談会や準備宿泊者との懇談会をはじめ、様々な場所で町民の皆さまのご意見を頂戴してまいりました。一日も早く帰りたいというお声の一方で、解除されても町で生活できるのか、時期尚早ではないか等、いろいろなご意見がありました。私は、これらのお声をすべて正面から受け止め、冷静に熟慮してまいりました。

そして、そうしたご心配・ご不安を払しょくする努力を、国・県とともに続けることを確認したうえで、浪江町を残すためには、今この時期に避難指示を解除することが必要だと判断にいたったものであります。

この6年間、私たち浪江町民が味わなければならなかった塗炭の苦しみを振り返ると、悲しみ、悔しさ、無念の思いがあふれ、言葉にすることもできません。耐えがたき避難生活を忍んでこられた町民の皆さまのご苦労を思うと、心が痛みます。

ただ、その苦しみの中でも、私たち町民誰もが強く願ってきたことは、ふるさとを荒れたままにしておいてはいけない、浪江をなくしてはいけない、先人が當々と築いてきた豊かなふるさと浪江を、ぜひとも次世代へ引き継がなければならない、という願いであり、私は、その強い思いをひしひしと感じおりました。

今般開催した住民懇談会出席者のアンケートでは、30.3%の方がすぐに、あるいはいずれ戻りたい、さらに21.3%の方が避難先と浪江町の二重の生活を考えているとお答えになりました。つまり、半数以上の方は、何らかの形で浪江町に足を運び続ける意思をお持ちだということです。これは、「ふるさと浪江をなくしてはならない」という皆さまの声であると、私は受け止めました。

壊れたものを直す「復旧」の作業については、おかげさまで大方のめどがつきました。最低限の生活インフラもなんとか整備できつつあります。

これからが本当の「町の復興」です。残念ながら、100パーセント元通りの町に戻すには、相当の時間を要すると思います。しかし、浪江の歴史・伝統・文化を大切にしつつ、新しい発想で産業を呼び込み、新たな町を創建していく、その覚悟で復興まちづくりに取り組めば、必ずや震災前よりもすばらしい浪江を甦らせることができると、私は信じております。

そのためにはまず、最低限のものがそろったこの段階で、帰れる人から町へ帰り、先駆者となって、官民協働で道を切り拓いていかなければなりません。この4月からは、私自身を含めて大半の町職員が本庁舎に戻り、町民の皆さまの生活ニーズを現場で把握し、即対応できる体制を整えて、皆さまとともに道なき道を歩んでいく所存であります。

今回、町の一部の避難指示解除を受け入れる判断に至った背景として、町民の皆さまを中心メンバーとする「フォローアップ会議」からのご報告があります。平成28年3月に「避難指示解除に関する有識者委員会」から、避難指示解除までに達成すべき項目として、除染の徹底やインフラ整備を中心とする16項目が示されました。その後、この「フォローアップ会議」において、これら16項目はおおむね達成しているとの報告をいただきました。

そこに含まれている、除染はもちろんインフラや生活環境の整備などは、これまで国・県と折衝し、財政面でも実施体制面でも支援を得て、実現させてきました。しかし、真の復興に向けては、まだまだこれから取り組むべき課題も残されており、国・県など関係機関の支援継続が欠かせません。

そこで町は、これまでの幾多の要望活動の集大成ともいえる、「避難指示解除に向けた必要施策に関する要望書」を、1月12日、原子力災害対策本部長あてに提出いたしました。そして2月11日、この要望に対する回答が、原子力災害現地対策本部長から示され、今後の浪江町の復興に国・県として最大限支援することを約束した「浪江町の復興に向けたフォローアップの枠組み」が提示されました。

また、議員の皆さまから複数回にわたってお寄せいただいた、町の再生に向けたご意見についても、国や県に対して対応を要請したものであります。たとえば、今の浪江町の放射線量の状況では不安であり、追加被爆線量1ミリシーベルトを達成すべきではないか、という住民に

寄り添ったご意見を度々いただきました。私は国に対し、1ミリシーベルト目標の達成まで、線量低減の取り組みを継続することを要請し、国の了解を得ました。また、町として除染検証委員会を継続し、作業のモニタリングを独自に行い、環境省等、国の機関に対し線量低減を強く要請する体制を整えました。

福島第一原子力発電所の廃炉作業の安全確保と情報公開の徹底についても、ご意見をいただきました。これについては、作業にあたっての安全確保は当然のこと、定期的な住民との意見交換会開催等、情報の見える化を徹底することを国に要請し、了解をえました。

さらに、国は、イノベーションコスト構想に代表される、新しい産業集積のための施策を打ち出していますが、これらの構想が地元事業者にとって意味のあるものとなるよう、事業者間のマッチングを進めてほしいという、要望もいただきました。地元復興の加速化に不可欠なこの要望についても、国に働きかけ、マッチングイベントの実施に向けて前向きに検討する旨の了解をえました。

国によるこれらの約束が履行されるよう、国、県、町の間で合意文書を取り交わします。もちろん、避難指示が解除されても、戻らないと判断された方また、すぐには帰れないという大勢の方々がいらっしゃいますので、その方々への支援措置も、国が一方的に打ち切ることのないよう、国と協議する枠組みも設置する予定です。

こうした一連の経緯を受けて、今のタイミングで「まちのこし」のためには、解除時期を先延ばしにすることなく、平成29年3月31日の一部避難指示解除を受け入れる判断にいたったものであります。

当然ながら、避難指示の解除はスタートラインに過ぎません。そして、町土の8割を占める帰還困難区域が残っている限り、帰町宣言をするつもりがないことは、これまで申し上げているとおりであります。一足先に復興の歩みを始めた地域が浪江町全体の復興をけん引しながら、帰還困難区域の再生の道筋を早期に描き、町土全体を「ふるさと」として取り戻す日を全力で目指してまいります。

議員の皆さま、町民の皆さまにおかれましては、この判断をなにとぞご理解いただき、「どこに住んでいても浪江町民」として、浪江町創建の歩みを一丸となって進めていくため、引き続きご協力賜りますよう心よりお願ひ申し上げます。

一時立入り休憩施設 「貴布祢」を閉館します

町は、3月31日をもって介護老人保健施設「貴布祢」の一時入り休憩施設としての利用を終了します。

町内にお立ち寄りの際にトイレや食事のために休憩する場合は、役場をご利用ください。

問 帰町準備室帰町支援係
TEL 0240(34)0222

浪江町東日本大震災 慰靈碑を 建立しました

平成23年3月11日午後2時46分に発生した震度6強の地震および沿岸部を襲った大津波により、浪江町内の死者・行方不明者は184名（町外の方2名を含む）にのぼりました。

町は、お亡くなりになった方々のご冥福および復興への祈念並びに後世への訓戒のため、町営大平山靈園内に慰靈碑を建立しました。



※慰靈碑へ供花および供物、線香等を置くことはご遠慮ください。

問 介護福祉課福祉係 TEL 0243(62)4737

町内の仮設トイレの 一部を撤去します

町内の公共施設や公衆トイレが整備されつつあることから、今年度内に一部の仮設トイレを撤去します。

問 帰町準備室帰町支援係
TEL 0240(34)0222

3月28日から
診察（保険診療）を
開始します

浪江診療所
(役場本庁舎敷地内北西側)

▽撤去箇所

浪江町役場 ふれあいセンター、
中央公園 新町ふれあい広場

3月下旬

▽診察日

平日（土、日、祝日・年末年始除く）
9時～12時 14時～16時

▽診察時間

平日（土、日、祝日・年末年始除く）
9時～12時 14時～16時

食品等の 放射性物質検査機器 を移設します

現在、浪江町上竹倉庫事務所（一本松市上竹1丁目150-8）で稼動している「非破壊式検査機器」を、浪江町役場本庁舎（浪江町大字幾世橋字六反田7-2）へ移設します。

▽注意事項

「非破壊式検査機器」は食品をそのままの状態で検査する機器です。

移設以降は浪江町役場本庁舎で受付した食品は、検査後、そのままお持ち帰りできます。なお、浪江町上竹倉庫事務所につきましては、食品を細かく切つて検査する「破壊式検査」のみの実施となります。

▽稼動時期

3月27日から
●浪江町役場上竹倉庫事務所
3月17日まで
●浪江町役場本庁舎

▽診察科目 内科・外科

※診察時間の30分前から受付開始

問 浪江診療所
TEL 0240(23)6173

問 生活支援課避難生活支援係
TEL 0243(62)0305

介護手当を 支給します

町は要介護高齢者（要介護4・5）の方を在宅で介護している方に、その労をねぎらい、高齢者福祉の向上を図る目的で介護手当の支給を行っています。

次の支給要件に該当すると思われる方には2月下旬に申請書を送付しています。申請書が届かない方で該当すると思われる方はご連絡ください。

▽支給要件

- 要介護4・5の認定を受けている方を在宅で介護している。（施設入所・医療機関入院または短期入所を平成28年10月から3か月以上利用している方は該当しません）
- 基準日（平成29年3月1日）に対する方と生計を同じくしていること。

▽支給金額・口座振込

25,000円

（4月上旬に介護者の方の口座へ振込予定）

TEL 0243(62)0172
申・問 介護福祉課介護係

（3）

医療費一部負担金の免除期間が延長されました

国民健康保険および後期高齢者医療保険の医療費一部負担金の免除期間が、平成29年9月30日まで延長されました。

新しい免除証明書は、2月23日に送付しました。3月1日以降に医療機関等を受診する際は、保険証とあわせて新しい免除証明書を提示してください。

●「国民健康保険の免除証明書」

オレンジ色のカード型

（75歳以上）の免除証明書

ピンク色のA4型

なお、平成29年10月以降の取扱いについては、決定次第お知らせします。

▽注意事項

- ①社会保険等にご加入の方は、勤務先またはご加入の保険組合にお問い合わせください。
- なお、社会保険等に加入している方で今回免除証明書が届いた方は、国民健康保険脱退手続きをしてください。国民健康保険の保険証と免除証明書は使用できません。
- ②入院時食事療養費の標準負担額や接骨院等を受診した際の

療養費一部負担金相当額の免除は、平成24年2月29日で終了しています。

問 健康保険課国保年金係
TEL 0243(62)0179

国民健康保険からのお知らせ

■保険証の更新は4月1日です

現在使用している保険証の有効期限は3月31日です。新しい保険証は、3月下旬に簡易書留で本人宛てに送付します。4月1日からは新しい保険証を使用してください。

なお、保険証は役場に登録されている避難先の住所に送付しますので、避難先を変更された方は「避難住民届」を提出してください。

■社会保険等に加入した場合は届出が必要です

就職等により社会保険に加入了場合は、国民健康保険脱退手続きが必要です。郵送または浪江町役場二本松事務所、各出張所窓口で手続きしてください。社会保険等に加入している方で鏡ヶ池ホテル碧山亭(岳温泉)にて懇親会を行います。

- 日時 3月25日(土) 14時から
- 場所 二本松市市民交流センター 2階会議室
(TEL 0243(24)1215)
- ※総会終了後に鏡ヶ池ホテル碧山亭(岳温泉)にて懇親会を行います。
- 宿泊を希望する方は、3月19日(日)までに、電話またはショートメール等で連絡をお願いします。
- 会費 一人あたり10,000円
(ホテル碧山亭 TEL 0243(24)2008)

《問い合わせ・連絡先》

行政区庶務係 鴨川 TEL 090(2889)6653
行政区会計係 佐藤 TEL 090(9531)4222

▽国民健康保険脱退手続き

窓口備え付けの「資格異動届」に記入し、新しい保険証のコピーを添付してください（社会保険に加入された方全員分のコピーが必要です）。

問 健康保険課国保年金係
TEL 0243(62)0179

本宮出張所および桑折出張所閉鎖のお知らせ

本宮出張所および桑折出張所は、役場組織改編に伴い3月31日(金)をもって閉鎖することとなりました。

本宮市および桑折町近辺に避難されている町民の皆さまには、ご不便をお掛けいたします。

今後は、これまで同様の手続きを役場二本松事務所または福島出張所にて受け付けます。

なお、誠に勝手ながら、両出張所については引っ越し作業のため3月31日(金)は閉鎖とさせていただきます。

問 本宮出張所 TEL 0243(44)1185
問 桑折出張所 TEL 024(582)2130

平成28年度下半期 保育料助成について

町は、避難先の保育所等における経済的負担の軽減を目的として、上半期に引き続き保育料を助成します。

△助成内容

平成28年度下半期分の保育料（平成28年10月分～平成29年3月分）を支払っている場合の基本月額保育料を助成します。

△対象者

浪江町に住民登録のある児童が、避難先の保育所等で常時保育を受けており、その保育料を支払っている保護者

△対象施設

認可保育所、認可外保育施設、認定こども園の保育所または保育所機能施設

△対象となる保育料

保護者が納付した基本月額保育料（延長保育料、一時保育料、食費等を除く）

△提出書類

・東日本大震災に伴う保育料助成申請書・保育料の領収書（原本）

・振込先通帳のコピー

・通園証明書（上半期申請時から転園した場合）

- 支給認定証のコピー（避難先市町村から保育認定を受けている児童で、上半期申請時と認定区分が変わった場合）

申請書類一式は、3月中旬に助成対象と思われる方（平成28年度上半期に申請された方・新しくご連絡いただいた方）へ郵送します。

※助成の対象と思われる方で、3月24日（金）を過ぎても申請書類がお手元に届いていない場合は、お手数ですがお問い合わせください。随時申請書類を郵送します。

△提出期間

4月3日（月）から4月28日（金）まで

△提出先

〒979-11592 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-12

△対象

18歳未満の子ども1人につき1枚受け取ることができます。

△協賛店・協賛企業

3,923店舗

（平成28年9月30日現在）

協賛店ステッカーがファミマんカードを使えるお店の目印です。



す。



す。

子育て応援パスポート ファミたんカードの 更新について

現在ご利用いただいているファ

ミたんカードが、全国で利用でき

る新しいカードに更新されます。

次の交付方法を確認の上、窓口で交付を受ける場合は、申請してください。

△ファミたんカードとは？

福島県内にお住まいの子育て世帯にお配りするもので、協賛店で提示すると、お店のご厚意により割引やプレゼントなどさまざまなサービスを受けることができます。

△対象

18歳未満の子ども1人につき1枚受け取ることができます。

△協賛店・協賛企業

3,923店舗

（平成28年9月30日現在）

協賛店ステッカーがファミマんカードを使えるお店の目印です。

す。

カードが貼つてある協賛店でも、ファミたんカードが使えます。
対象・利用条件は各店舗で異なる場合がありますので、直接店舗にご確認ください。



TEL 0243(62)0170

福島県内の利用に限り、平成32年3月末まで使うことができます。

申・問 教育委員会事務局子育て支援係

双葉警察署浪江分庁舎での運転免許関係業務の再開について

【県内に避難していて右記施設に通っていないお子さん】
各施設から配布されます。

△新カードの交付方法

【県内の保育所や幼稚園、小学校、中学校、高校等に通っているお子さん】

3月30日（木）から、双葉警察署浪江分庁舎の交通窓口で、運転免許関係業務を再開します。

町民の皆さまの主な手続きとしては、「運転免許証の更新」があります。

△対象

18歳未満の子ども1人につき1枚受け取ることができます。（県内の市町村のみ）

【県外に避難している方】

教育委員会事務局子育て支援係に申請してください。

△更新申請の受付時間や手続きに必要なものは、運転免許証新規申請書に記載されているとおり従来と変更はありませんが、

※申請書は、町ホームページからもダウンロードできます。

△更新手数料

必要な「福島県収入証紙」を取扱販売所において事前に購入し、お持ちいただくようになります。

また、即日交付ではありません。

カードを受け取ったら裏面に子どもの名前と生年月日を記入しましょう。

※古いカードは、各自廃棄してください。

※現在のカードは、平成29年4月以降は県外で使用できません。

TEL 0240(34)2141

問 双葉警察署浪江分庁舎

福島県内の利用に限り、平成32年3月末まで使うことができます。

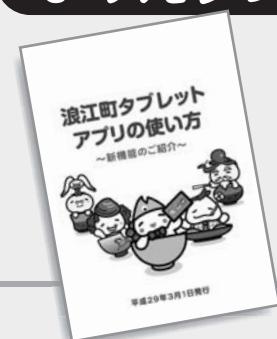
申・問 教育委員会事務局子育て支援係

TEL 0243(62)0170

福島県内の利用に限り、平成32年3月末まで使うことができます。

申・問 教育委員会事務局子育て支援係

なみえタブレット 通信



「浪江町タブレット アプリの使い方」 ～新機能のご紹介～

3月1日発行の広報なみえに、タブレットやスマートフォンで使える新しい機能をご紹介する冊子を同封しました！

なみえ新聞やつながっぺの楽しみ方だけでなく、写真を組み合わせる「フォトコラージュ」の方法なども掲載しています。ぜひご覧ください。

お待たせしました！ なみえアプリが iPhone でも使えるようになりました！

浪江町で開発したアプリ「なみえ新聞」「つながっぺ」「なみえ写真投稿」これらすべての機能が、iPhone版で登場しました。さっそくApp Storeで「浪江町」を検索してみてください。

タブレットに関するお問い合わせは、**浪江町タブレットサポートセンターへ**
☎0800(919)3287 受付時間 9時～17時15分(平日のみ) ※通話料無料

問 復興推進課 情報統計係 TEL 0243(62)4731 FAX 0243(22)4218



なりすまし詐欺にご注意ください －双葉警察署からのお願い－

息子や孫を名のるオレオレ詐欺被害が多発しています

電話で「のどが痛い」「携帯電話番号が変わった」「バッグをなくした」「会社の金を使い込んだ」「不倫して示談金が必要だ」などと話してくるのは詐欺ですので、十分注意してください。

警察では被害防止のため、次の点について注意を呼びかけています。

- ・普段から実の息子さんと「合い言葉」を決めておく。
- ・留守番電話機能を活用し、電話の相手を確認してから電話に出る。
- ・金を請求する電話は、信用しないですぐ切る。
- ・電話を切ったら、すぐ警察や家族等に通報、相談する。

不審な電話などがあったら、すぐ110番か警察署へ通報してください。

双葉警察署（楢葉町）TEL 0240(25)1500
浪江分庁舎（浪江町）TEL 0240(34)2141

広報なみえ・お知らせ版の 発送について

町で発行している広報なみえ（毎月1日）とお知らせ版（毎月15日）は、1居所につき1部の送付を行っています。

復興公営住宅への入居などに伴い避難先の変更があった方、これまで別々にお住まいだったご家族が同居するようになった方など、次に該当する場合には対応しますのでご連絡ください。

- 同住所に広報誌が2部以上届いている
- 世帯分離などで広報誌が新たに必要になった
(ご家族が別々の場所にお住まいの場合など)
- その他、広報誌の発送に関する事項
(広報送付者の宛名の変更など)

問 復興推進課情報統計係
TEL 0243(62)4731

避難先を
移動された方は
ご連絡ください

避難先を移動された方は「避難住民届」を提出してください。
※移動先が分からないと、町からの情報（広報誌、各種通知、お知らせ等）が届かなくなりますのでご注意ください。

◆避難住民届に関する問い合わせ◆
問 総合案内 TEL 0243(62)0123